

「行政権は、内閣に属する。」(憲法六五条)、「内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。」(憲法六六条一項)とされ、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」とされている(内閣法六条)。

かつて、国会の質問で「ソーリー」と連呼した議員がいたが、この「ソーリー」というのは内閣総理大臣の省略型であり、総理という言葉自身は、「全体を統一して管理すること」または「それを行う人」という意味である。憲法をはじめ法令中には、内閣総理大臣という言葉が使用されているだけであるが、実際には首相という表現がなされることも多い。相というのは国務大臣のことであり、首というのはいちばん上位のものを意味する語であるから(たとえば、学業成績の一番は首席、プロ野球の一位は首位、政党のリーダーは党首と称される)、首相というの者は、大臣のうちで地位が最上位の者、すなわち総理を指すことになる。イギリスにおける行政府の長は

Prime Minister と称され、これは最上位(Prime)の大臣(Minister)といふことであり、まさに首相と訳されるのがぴったりの語である。

議院内閣制にあっては、行政権は内閣という合議体に属し、内閣総理大臣は、その構成員の一人であり、閣議、すなわち国務大臣の会議によつて決定された方針に基づいて、行政権能を分掌する

各部(具体的には各省)の

責任者である

大臣を指揮監督する権限を有しているのである。

○ 続*弁*護*士*月*記

9

○ 総理と首相

○ 橋本勇

あり、一人で物事を決めることができるわけではない。これに対して、アメリカのような大統領制の国家においては、行政権は独任制の大統領に属し、大臣は Secretary と称され、大統領の指揮監督の下で与えられた権限を行使し、大臣相互間に優先順序はなく、当然のことであるが

Prime Secretary という呼称はない。我が国においても、内閣総理大臣の権限の弱さを嘆いて、大統領制の導入を唱えた首相がいたが、そうは言いつつ、この首相は、持論を内閣の政策として推進し、長期政権を維持した。

地方公共団体においては、原則として当該地方公共団体の長(首長と称されることが多い)が行政権を独占し(首長とは別に行政委員会や行政委員があるのは承知のとおりである)、大臣に相当する者はいない(あえて言えば、局や部の長がこれにあたるかも知れないが、それが職員としての経歴の一つであることからすると、大臣とは全く異なるものと言わざるを得ない)。その意味では、当該地方公共団体の守備範囲に関する限り、首長は絶対的な権限を有していると言つことができるであろう。また、米軍基地や原子力発電所の立地の例をあげるまでもなく、法律的・制度的には地方公共団体の権限が及ばないことであっても、地元の意思を代表するという立場から、首長が絶大な影響力を行使できることも周知のことである。

六月初めの内閣不認決議案の否決以来、首相を巡る議論が活発になされているが、この記事が読者の目にとまるころ、我が国の首相をとりまく状況はどうなっているのだろうか。

(弁護士)